

平成16年度12月補正予算

台風21号・23号災害対策事業

福 井 県

目 次

総 括	1
1 農林水産業の支援	2
2 社会基盤の早期復旧	3
3 再度災害の防止	5

平成16年度12月補正予算 (台風21号・23号災害対策事業)

< 11月専決予算の取組み >

水産業、農業被害の支援対策を緊急措置

< 12月補正予算の取組み >

社会基盤の復旧、再度災害の防止策を実施

(単位：億円)

総額	台風21号 (平成16年9月29日・30日)		台風23号 (平成16年10月20日・21日)		合計	
	対策額	予算額	対策額	予算額	対策額	予算額
	5.8	5.8	61.8	54.5	67.6	60.3
1 農林水産業の支援			5.7	0.4	5.7	0.4
(1) 水産業の支援			4.0	0.1	4.0	0.1
(2) 農業の支援			1.7	0.3	1.7	0.3
2 社会基盤の早期復旧	5.8	5.8	49.2	47.9	55.0	53.7
(1) 河川・道路・砂防施設等の復旧	5.2	5.2	38.3	38.3	43.5	43.5
(2) 農林水産施設の復旧	0.6	0.6	10.7	9.4	11.3	10.0
(3) その他の施設の復旧			0.2	0.2	0.2	0.2
3 再度災害の防止			6.9	6.2	6.9	6.2
(1) 災害関連公共事業			6.9	6.2	6.9	6.2

「対策額」は貸付事業の融資枠のように事業の総額を表し、「予算額」は事業の総額のうち、福井県の支出分を表す数値である。
(例：貸付事業の貸付枠2億円、県の利子補給額400千円の場合、「対策額」は2億円、「予算額」は400千円)

1 農林水産業の支援

(1) 水産業の支援

予 算 額
(単位：千円)

⑧ 台風23号被害水産業救済緊急資金貸付事業 (11月専決予算) 台風23号分 400
<債務負担行為> <12,800>

漁業経営再開のため運転資金について新たに長期の特別融資制度を創設し、低利となるよう利子補給を行います。

貸付枠 2億円
貸付利率 0.5% (基準金利3.05%、利子補給率 県1.65%、市町村0.5%、県信漁連0.4%)
貸付限度額 養殖業者 1,000万円、大型定置 300万円
小型定置等 150万円
貸付期間 5年以内 (養殖業者は据置2年以内)

⑧ 台風23号被害救済緊急資金貸付事業 (漁業近代化資金) (11月専決予算) 台風23号分 100
<債務負担行為> <3,100>

漁具等に被害を受けた漁業者等の設備資金に対応するため、既存の漁業近代化資金の貸付利率がさらに低利となるよう利子補給を行います。

貸付枠 2億円
貸付利率 0.5% (基準金利3.05%、利子補給率 県1.65%、市町村0.5%、県信漁連0.4%)
貸付限度額 養殖業者 9,000万円
大型・小型定置等 9,000万円
貸付期間 5年以内 (据置2年以内)

(2) 農業の支援

(既決予算対応)

⑧ 台風23号被害ハウス再整備推進事業 (園芸生産条件整備事業) 台風23号分 (44,221)
台風によりハウスに被害を受けた営農集団等に対し、耐候性ハウスの再整備を条件として新たに助成します。

補助率 1/3
補助限度額 1,000万円

(既決予算対応)

⑧ 台風23号被害農業経営支援資金貸付事業 (県単災害資金) 台風23号分 (貸付枠100,000)
台風により農業施設等に被害を受けた農業者に対し、運転資金に加え新たに設備資金を貸付対象とし、必要な資金を融通します。

貸付対象者 「農業施設等に被害を受けた農業者」を追加
(従来は一定以上の減収量・損失額があった農業者のみ)
貸付対象 「設備および修繕費用」を追加 (従来は運転資金のみ)
貸付利率 0.8% (基準金利3.05%、利子補給率 県1.125%、市町村1.125%)
貸付限度額 200万円
貸付期間 5年以内 (据置1年以内)

特定作物災害補償事業 台風23号分 31,234
台風により被害を受けたそば生産農家に対し、既存の災害補償制度に基づき、減収量に応じて補償を行います。

2 社会基盤の早期復旧

(1) 河川・道路・砂防施設等の復旧

予 算 額
(単位：千円)

河川等災害復旧事業（公共）				3,509,919
対象箇所	河川	128箇所	1,732,132千円	〔台風21号分 523,524〕 〔台風23号分 2,986,395〕
	道路	59箇所	1,188,424千円	
	砂防等	54箇所	544,571千円	
	港湾	1箇所	16,232千円	
	公園	1箇所	28,560千円	
財源内訳	国	66.7/100	県	33.3/100

県単独河川等災害復旧事業 台風23号分 835,339

国庫補助事業の対象とならない小規模な被害箇所について、県単独で災害復旧を行います。

対象箇所	河川	85箇所	308,339千円
	道路	230箇所	493,190千円
	砂防等	6箇所	33,810千円

(2) 農林水産施設の復旧

林道施設災害復旧事業（公共） 台風23号分 512,014

対象箇所	林道	59路線157箇所（若狭幹線等）
事業主体	市町村	
補助率	国	1/2 県 1/10 （市町村 2/5）

耕地災害復旧事業（公共） 436,760

対象箇所	農地	184箇所	〔台風21号分 34,315〕 〔台風23号分 402,445〕
	農業用施設	148箇所	
事業主体	市町村		
補助率	農地	国 1/2（市町村 1/2）	
	農業用施設	国 65/100（市町村 35/100）	

治山施設災害復旧事業（公共） 45,852

対象箇所	土留工等	2箇所（和泉村朝日等）	〔台風21号分 25,146〕 〔台風23号分 20,706〕
財源内訳	国	66.7/100 県 33.3/100	

漁港施設災害復旧事業（公共） 台風23号分 6,923

対象箇所	漁港	1箇所（小浜漁港）
財源内訳	国	66.7/100 県 33.3/100

林道機能緊急回復事業（県単） 台風23号分 5,000

集落や公共施設等周辺の林道の小規模な災害の早期復旧を図ります。

対象箇所	林道	9路線35箇所（若狭幹線等）
事業主体	市町村	
補助率	県	1/2（市町村 1/2）

(3) その他の施設の復旧

予 算 額
(単 位 : 千 円)

県有施設等の復旧事業
総合グリーンセンター等

台風23号分 18,397

3 再度災害の防止

(1) 災害関連公共事業	予 算 額 (単 位 : 千 円)
災害関連緊急治山事業 (公共) 新たに崩壊した山地で、次の降雨等により被害が拡大する恐れのある箇所について緊急に整備を行います。	台風 23 号分 482,142
対象箇所 治山ダム等の新設 7 箇所 (越廼村蒲生等) 財源内訳 国 2 / 3 県 1 / 3	
造林事業 (作業路) (公共) 被災した作業路について整備を行います。	台風 23 号分 51,948
対象箇所 8 6 路線 3 1 1 箇所 事業主体 森林組合等 補助率 国 3 / 1 0 県 2 / 1 0 (森林組合等 5 / 1 0)	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (公共) 急傾斜地の崩壊が発生した危険箇所において、緊急的に対策工事を行います。	台風 23 号分 50,000
対象箇所 法枠工 1 箇所 (高浜町音海) 財源内訳 国 4 . 5 / 1 0 県 4 . 5 / 1 0 市町村 1 / 1 0	
治山事業 (予防治山) (公共) 危険な山腹や溪流について崩壊等を未然に防止するため整備を行います。	台風 23 号分 9,642
対象箇所 土留工 1 箇所 (今立町別印) 財源内訳 国 1 / 2 県 1 / 2	
山地危険箇所緊急対策事業 (県単) 山腹崩壊等が発生した危険箇所において、緊急的に対策工事を行います。	台風 23 号分 30,000
対象箇所 1 8 箇所 (小浜市羽賀等) 事業主体 県、市町村 補助率 市町村事業 県 1 / 2 (市町村 1 / 2)	